

グループ企業に係る入札参加制限の疑義申立てに対する疎明書類提出指示書

年 月 日

様

堺市長

先に入札が執行されました案件について、下記のとおり堺市建設工事に係るグループ企業入札参加制限疑義申立て手続に関する取扱要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づく疑義申立てがあったため、要領第4条の規定に基づき疎明書類の提出を行ってください。

期日までに疎明書類の提出が無い場合は、調査の実施の有無にかかわらず、グループ企業による同一案件への入札参加が行われたものとみなし、当該工事における入札を無効とします。

記

1 疎明書類の提出期限

年 月 日（ ）

2 疑義申立ての内容

ア 疑義申立ての対象案件

調 達 案 件 番 号	
案 件 名 称	

イ グループ企業の疑いがある入札参加者

商号又は名称①	
商号又は名称②	
商号又は名称③	
商号又は名称④	

ウ グループ企業に該当する理由

<b>(1) 資本関係</b>		<b>(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合</b>	
<input type="checkbox"/>	ア 子会社等と親会社等の関係にある	<input type="checkbox"/>	ア 組合（共同企業体を含む。）とその構成員の関係にある
<input type="checkbox"/>	イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある	<input type="checkbox"/>	イ (1)又は(2)と同視しうる関係にある
	親会社等の名称 (個人の場合は氏名を記載)		
	子会社等の名称		
	その他申立ての内容に 関係する会社等の名称		
<b>(2) 人的関係</b>			
<input type="checkbox"/>	ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている		
<input type="checkbox"/>	イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている		
<input type="checkbox"/>	ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている		

詳細

3 疎明書類について

グループ企業に該当する理由欄の内容に応じて、原則として以下の書類を提出すること。ただし、本市が調査に必要と判断し、追加書類の提出を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

(1) 資本関係	(2) 人的関係	(3) その他の入札の適正さが 阻害されると認められる場合
グループ企業に係る入札参加制限の疑義申立てに対する疎明について（様式第3号）		
履歴事項全部証明書※ (写し可。3か月以内に発行された最新のもの)		
「イ グループ企業の疑いがある入札参加者」に記載された全ての者の 履歴事項全部証明書※（写し可。3か月以内に発行された最新のもの）		
疑義申立ての内容に応じ、疎明に必要な書類を提出すること。		